

Client Alert

15 February 2024

日本語版に
関するお問い合わせ先：



阿江 順也
パートナー
03 6271 9491
[junya.ae@
bakermckenzie.com](mailto:junya.ae@bakermckenzie.com)



山口 涼
シニア・アソシエイト
03 6271 9499
[ryo.yamaguchi@
bakermckenzie.com](mailto:ryo.yamaguchi@bakermckenzie.com)

米国：2024年 HSR 届出基準値の公表

概要

米国連邦取引委員会（以下「FTC」）は、予定されている取引が1976年ハート・スコット・ロディノ（Hart-Scott-Rodino）反トラスト改正法（以下「HSR法」）に基づく届出義務があるかを判断する届出基準値の年次修正を公表した。

これに対応する HSR 届出手数料の修正もあわせて公表された。今回の年次修正による届出基準値と届出手数料は、連邦官報での公表から30日後の発効日以降（2024年2月26日以降）に実行する取引に適用される。

コメント

HSR法の遵守は極めて重要である。本年初め、FTCはHSR法違反に対する民事罰の最高額を1日あたり50,120ドルから51,744ドルに引き上げ、連邦官報での公表日（2024年1月10日）から適用すると発表した。

新しい HSR 届出基準では、買収の結果、買い手が1億1,950万ドルを超える価額である議決権のある株式、資産、非法人持分を保有する場合、その取引は届出対象となる可能性がある。

現在、当局は HSR 届出様式の変更案を検討中であるが、取引当事者が収集・提出する必要のある情報を大幅に拡大することになる見込みである。

詳細

2024年の届出基準では、議決権のある株式、資産、非法人持分の取得に関する最低の「取引規模」の届出閾値は、1億1,140万ドルから1億1,950万ドルに引き上げられる。1億1,950万ドルを超え4億7,800万ドル以下の取引については、「取引当事者規模」要件が満たされる場合にのみ、HSR届出が必要となる。4億7,800万ドルを超える取引については、取引当事者の規模に関係なく、HSR届出義務が生じる可能性がある。

HSR法の「取引当事者規模」要件が適用される場合、一般的には、取引の一方当事者の年間純売上高または総資産が2億3,900万ドル以上であり、他方当事者の年間純売上高または総資産が2,390万ドル以上である場合にその基準を満たす。いずれの場合においても、実質的な「当事者」とは、届出対象となりうる取引の当事者の最終親会社を指す。



届出基準	新閾値	旧閾値
「取引規模」要件	1億1,950万ドル	1億1,140万ドル
「取引当事者規模」要件*	一方当事者 2億3,900万ドル 他方当事者 2390万ドル	一方当事者 2億2,270万ドル 他方当事者 2,230万ドル
「取引当事者規模」要件 適用なし	4億7,800万ドル	4億4,550万ドル

*「取引当事者規模」要件は、各当事者の年間純売上高または総資産に適用される。対象会社が製造業に従事していない場合は、資産のみが参照される。

2024年のHSR届出手数料については、手数料が適用される取引価額の範囲を引き上げ、以下のとおり更新された。

2024年修正届出手数料	2024年取引価額	旧届出手数料	2023年取引価額
30,000米ドル	1億1,950万ドル以上 1億7,330万ドル未満	30,000米ドル	1億1,140万ドル以上 1億6,150万ドル未満
105,000米ドル	1億7,330万ドル以上 5億3,650万ドル未満	100,000米ドル	1億6,150万ドル以上 5億ドル未満
260,000米ドル	5億3,650万ドル以上 10億7,300万ドル未満	250,000米ドル	5億ドル以上 10億ドル未満
415,000米ドル	10億7,300万ドル以上 21億4,600万ドル未満	400,000米ドル	10億ドル以上 20億ドル未満
830,000米ドル	21億4,600万ドル以上 53億6,500万ドル未満	800,000米ドル	20億ドル以上 50億ドル未満
2,335,000米ドル	53億6,500万ドル以上	2,250,000米ドル	50億ドル以上